

令和 年 月 日

標津はまなす苑 短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0174200105号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「経過的要介護」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	6
6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況等について	7
7. 守秘義務について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 標津福祉会
- (2) 法人所在地 北海道標津郡標津町北1条西5丁目6番1-3号
- (3) 電話番号 0153-82-1414
- (4) 代表者氏名 理事長 佐藤 強
- (5) 設立年月 平成4年6月5日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
北海道 第0174200105号

※当事業所は、特別養護老人ホーム標津はまなす苑に併設されています。

(2) 事業所の目的 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 指定短期入所生活介護事業所 標津はまなす苑

(4) 事業所の所在地 北海道標津郡標津町北1条西5丁目6番1-3号

(5) 電話番号 0153-82-1414

(6) 事業所長(管理者)氏名 大内 哲也

(7) 当事業所の運営方針

(8) 開設年月 平成12年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30時～17:30時

(10) 利用定員 3人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として3人部屋と4人部屋と個室ですが、他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	14室	従来型個室
2人部屋	7室	多床室
3人部屋	1室	多床室
4人部屋	9室	多床室
合 計	31室	
食堂	1室	
機能訓練室 (憩いの部屋)	1室	[主な設置機器] 平行棒・鏡
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項(※トイレの場所(居室内、居室外)等)

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1	1名
2. 介護職員	2.4	23名以上
3. 生活相談員	1	1名以上
4. 看護職員	3	2名以上
5. 機能訓練指導員	1	1名以上
6. 介護支援専門員	1	1名以上
7. 医師	1（嘱託）	1名以上（非常勤可）
8. 栄養士又は管理栄養士	1	1名以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算で、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 15:00～17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～16:00 3名 日中： 8:00～18:30 7名 11:00～20:00 3名 夜間：16:30～ 9:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 9:00～17:00 2名

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂って頂くことを原則としています。

（食事時間） 朝食： 7：30～ 昼食： 12：00～ 夕食： 17：00～

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり予防のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 要介護認定を受けた後、自立と認定された場合は速やかに退所していただき、利用期間中の利用料は要支援1の全額自己負担とします。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者が、介護保険料の滞納による給付については、給付の償還払い、あるいはその一部の支払いが一時差し止められ、利用者の実費負担となります。

そして、一時差し止められている方が、なおも滞納している保険料を滞納しない場合は、一時差し止められている保険給付額から滞納している保険料額が控除される事となり全部の支払いが利用者の実費負担となります。

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護世帯を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

（２）（１）以外のサービス（契約書第５条、第７条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：朝食 ４７５円 昼食 ４８５円 夕食 ４８５円

②サービス区域外の送迎に係わる費用（区域外送迎）

ご契約者が本事業所のサービス区域外の利用で送迎を希望した場合に頂く料金です。

料金：羅臼町・中標津町・別海町内一律、介護保険送迎加算に加え１，３００円

③理髪・美容

[理髪サービス]

月に１回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：１回あたり２，５００円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

円

⑥特別な喫食サービス（食事以外）

ご利用者のご希望に基づいて特別な喫食サービスを提供することができます。

利用料金：数量問わず、1回につき300円の利用者負担

⑦飲み物代

ご利用者のご希望に基づいて水以外のお茶やコーヒー等嗜好飲料として提供することができます。

利用料金：1日1杯以上提供した場合、1日50円の利用者負担

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了後の月末に取りまとめ翌月に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）＊

（1）当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 【職名・氏名】 管理者 大内 哲也

○苦情受付窓口（担当者）【職名・氏名】 相談員 栗原 千春

○第三者委員 （1）青葉 勉 （2）枝 大樹

○受付時間 毎週 月曜日 ～ 金曜日 8：30～17：30

○連絡先（電話番号） 0153-82-1414

（2）苦情処理の流れ

【苦情の受付】：苦情受付担当・第三者委員及び各行政機関、苦情受付機関が苦情を
↓
受け付け、苦情受付担当が苦情申請者へ内容等の確認をします。

【苦情受付の報告】：苦情解決責任者へ受け付けた苦情について報告します。

↓

【苦情解決に向けて協議】：苦情解決責任者は苦情申請者との話し合いによる解決に努め、必要な場合は第三者委員を含めて話し合いを行ない速やかに改善案を確立し、苦情の解決に努めます。

※ 申請者が不明（匿名）の場合も同様に行います。

【苦情解決の結果の記録】：上記の話し合いの内容について、介護支援専門員が記録し今後のサービスの質の向上や、運営の適正化の為に記録を作成し、保管します。

（２）行政機関その他苦情受付機関

標津町保健福祉センター 介護保険担当	所在地 電話番号・FAX 受付時間	標津町北1条西5丁目6番地1 0153-82-1515 0153-82-1530 8：45～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	札幌市中央区南2条西14丁目 011-231-5161 011-231-7178 9：00～17：00
北海道社会福祉協議会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 011-271-0458 011-251-3897 9：00～17：00

6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況等について

○ 第三者評価の実施状況：未実施

○ 評価機関の名称：該当なし

7. 守秘義務について

- （１） 事業者、サービス従事者又は従事者は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由無く第三者に漏らしません。
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- （２） 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供出来るものとします。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所 標津はまなす苑

説明者職名 生活相談員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

合意事項

私の個人情報や家族の情報を、サービス担当学会議等において、用いる事に同意致します。

氏名 印

利用者、_____は署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者 住所

氏名 印

(利用者との続柄)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 3551.41㎡

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

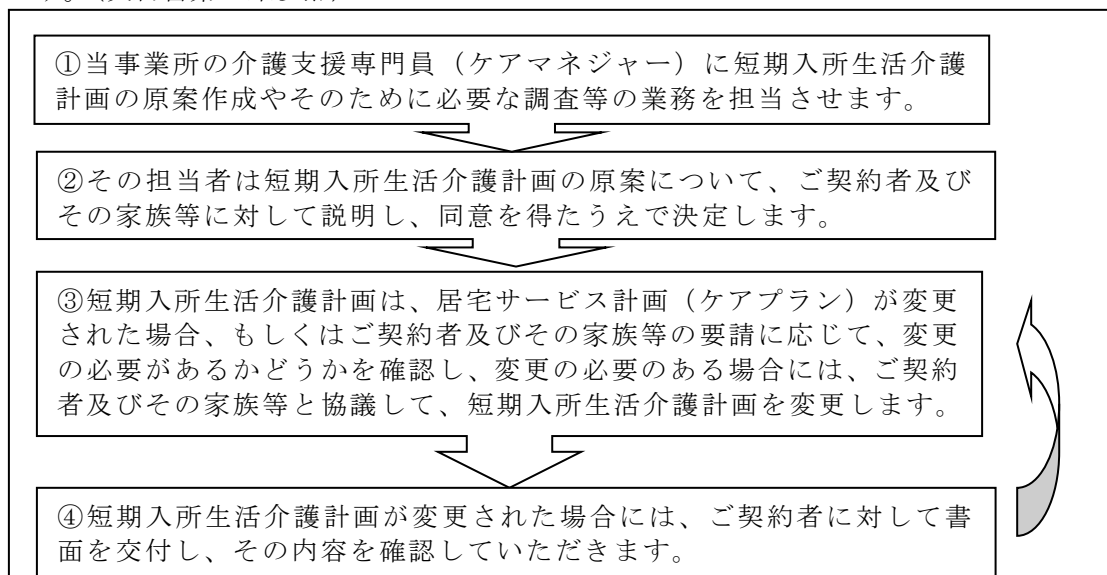
医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

栄養士又は管理栄養士…ご契約者の栄養並びに心身の状態及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供を行います。

1名以上の栄養士又は管理栄養士を配置しています。

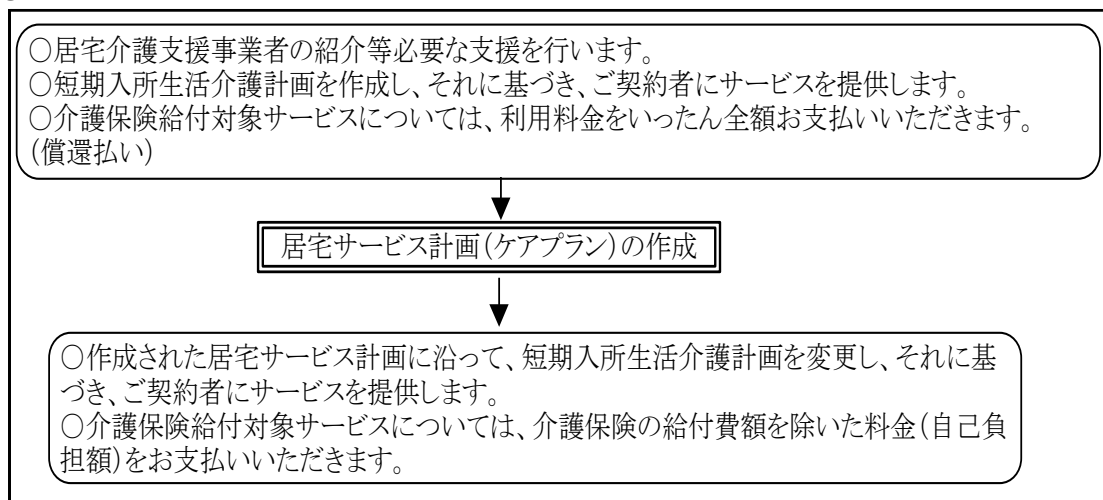
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

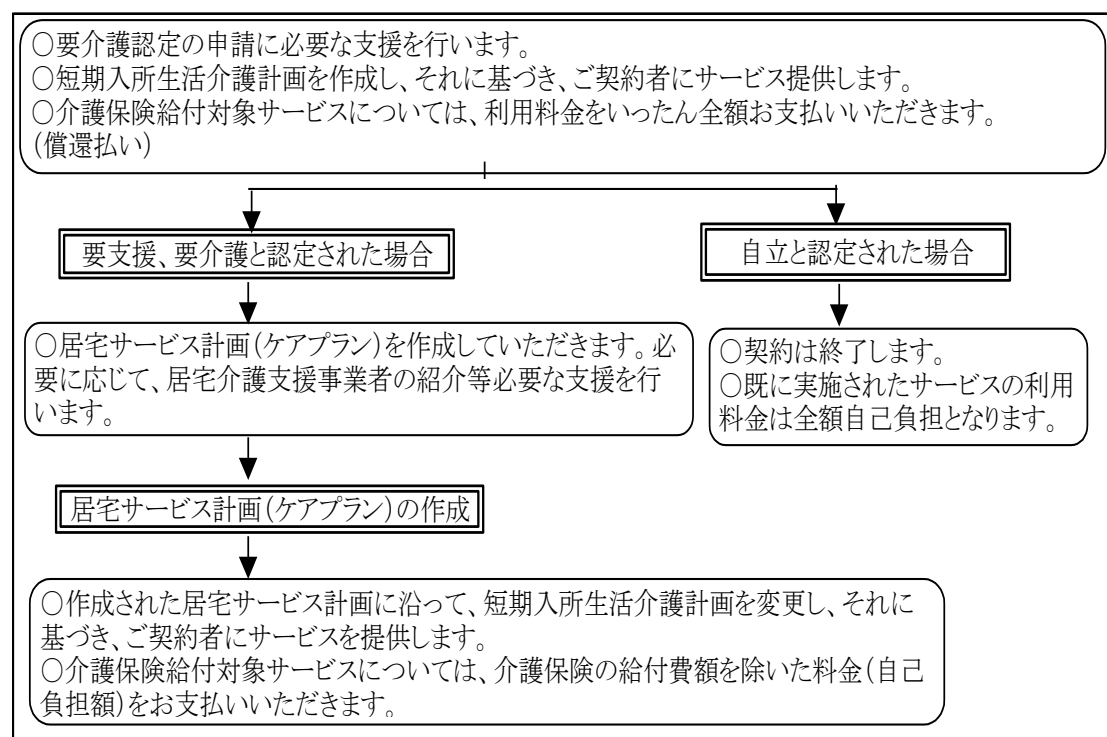


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限＊

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

利用説明時のご持参頂く品物

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	標津町国民健康保険標津病院
所在地	北海道標津郡標津町北1条西5丁目6番1-1
診療科	内科・外科
電話番号	0153-82-2111

医療機関の名称	中標津総合歯科診療所
所在地	北海道標津郡中標津町東1条南4丁目
診療科	歯科
電話番号	0153-72-9117

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 事故発生時の対応

当施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により 事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。